

議事要旨(3) 繰延税金資産の回収可能性に関する指針の見直し

冒頭、小賀坂副委員長より、繰延税金資産の回収可能性に関する指針の見直しについての審議を行う旨が説明され、その後、前田ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

開示(注記)に関する論点について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 開示の見直しは、税効果会計に関する会計基準全体の見直しと併せて検討するとの事務局提案に、理由も含めて賛成する。
 - 審議資料には IFRS における開示例が参考として掲載されているが、こうした詳細な開示を要求するのであれば財務諸表作成者にとってのコストが大きくなると想定され、提案されている時期(平成 29 年 3 月期)からの適用に間に合うように結論を得ることは難しいのではないかと懸念している。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 開示について結論を得るには時間がかかることが予想される。今回の適用指針案により財務諸表作成者の負担が軽減されたわけではないのに、審議資料に参考として掲載されているような詳細な開示を要求することはバランスが取れないと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 事務局提案に賛成である。本来、会計処理と開示は併せて検討すべきであるが、同じタイミングで適用できるように検討が終わるかどうかは実際に検討してみなければわからない。現時点では適用時期の結論を出さず柔軟に対応してはどうか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 回収可能性に関する説明は、将来の見通しについての定性的な説明が中心であるべきと考えており、開示の追加について拙速に結論を出すべきではない。
- 詳細な開示がなされている事例だけを参考にすると誤解を招く懸念がある。

あるオブザーバーより、次のコメントがあった。

- 原則論としては会計処理と開示は併せて検討すべきである。財務諸表利用者は、回収可能性に関する現行の開示が不十分であることについて長らく改善が必要と考えてきた。今回の適用指針案に開示の追加を含めないことに反対はしないが、何年も結論が出ない可能性を懸念している。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 「コメント募集」の注記事項に関する質問に、今回の適用指針案に注記事項に関する提案を含めていないことの是非や、他の実務指針の移管の検討とは別に回収可能性に関する開示を検討する方法の是非も含めてはどうか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 回収可能性に関する注記の追加を今回の適用指針案には含めないとしても、他の実務指針の移管の議論全体とは別に、回収可能性に関する注記について優先して議論すべきである。我が国では繰延税金資産の金額が大きく、財務諸表利用者はその回収可能性について関心を有していること、監査委員会報告第 66 号に比して今回の適用指針では判断の要素がより大きくなっていることが理由である。
- 「コメント募集」において意見を募っていることを理由に、コメント募集期間中に注記事項の検討ができないといったことのないようにすべきである。
- 開示例はあくまで参考に過ぎず、あるべき開示を検討することとなるため、懸念する必要はないのではないか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 財務諸表利用者と作成者の相互理解を図るため、注記事項の必要性が財務諸表作成者に伝わることが重要である。そのために、財務諸表利用者に対して実施した意見聴取（アウトリーチ）の概要を「コメント募集」に織り込んではどうか。
- 金融資本市場がグローバル化していることを踏まえると、国際的な会計基準における開示も参考にしつつ検討を進めることが重要と考えており、そうした観点も「コメント募集」の中で記載してはどうか。
- 注記事項に関する検討の進め方について、今回の適用指針案の公表後、可能な限り速やかに着手する予定であることを、「コメント募集」の中で明記すべきではないか。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 監査委員会報告第 66 号に対する問題意識は、今回の適用指針案の開発の端緒であり、今回の適用指針案を先行させている理由の 1 つでもあるが、税効果会計に関連する日本公認会計士協会の他の実務指針を移管するにあたっては、監査委員会報告第 66 号以外の重要な課題があるならば検討することになる。
- 繰延税金資産に関する注記については、財務諸表利用者から現行基準の下で注記されている情報では不十分との意見が聞かれており、検討の必要性を認識している。ただし、その検討には今後、相当程度の時間を要する可能性があること等から、今回の適用指針案では注記事項を追加する提案を行わず、「コメント募集」に注記事項に関する質問項目を設ける提案をしている。

適用指針案の適用に関する取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 監査委員会報告第 66 号の運用について長らく問題意識を有してきた財務諸表作成者が、今回の見直しによる影響を当期の損益に反映させるべきと考えていることは理解できる。遡及基準（企業会計基準第 24 号）の会計上の見積りの変更の定義に該当しないとしても、何らかの対応を検討することは必要ではないか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 適用指針の適用の影響を期首の利益剰余金に加減することが遡及基準の原則であることは理解するが、今回の適用指針案は監査委員会報告第 66 号を基本的に踏襲しており、どこまで実質的な変更があったと捉えるか議論があり得るのではないかと。少なくとも、会計上の見積りの変更としないことについて「コメント募集」の質問事項とすべきである。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 仮に監査委員会報告第 66 号の下での運用が変わっていくような場合を想定すると、会計方針の変更にはならないのではないかと。

ある委員より、次のコメントがあった。

- これまで監査委員会報告第 66 号の下で、繰延税金資産について見積りを行っても認められないという制約があった。今回の適用指針の下で見積りを行うことができるようになったにもかかわらず、新たな情報がないから会計上の見積りではないとの理由で損益計上を認めないのは、適用指針案への強い反対が出るのではないかと。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 今回の適用指針案に従った会計処理への変更は会計上の見積りの変更であるとの主張は遡及基準と整合せず、会計上の見積りの変更に該当するかどうかを質問事項とすることは、会計基準設定主体としては適切ではない。
- 今回の適用指針案に従った会計処理への変更は会計上の見積りの変更には該当しないが、会計方針の変更にも該当しないとの整理が可能であれば、その影響を損益に計上することは不可能とは言えないと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 会計方針の変更と整理することが適切である。過去において純損益に含まれなかったから損益に反映させるべきとの主張について、今回の適用指針による影響を当期の損益に反映させることが適切なのか疑問である。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 遡及基準の文言上は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当し、その影響額は利益剰余金に加減するものとする。

- 回収可能性の判断が会計上の見積りであることから、今回の適用指針に従った会計処理への変更を会計上の見積りの変更に該当するとの主張も理解できる。「コメント募集」の質問事項に何らかの質問を織り込んでどうか。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 今回の適用指針の適用による影響額を利益剰余金に加減するのか、損益に計上するのかについて、さらに検討していきたい。

「コメント募集」案及び早期適用の取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 回収可能性については多くの議論がなされており、質問事項も多い。コメントを形成するには、各企業が個々の状況を踏まえて監査人と議論することも必要である。したがって、4ヶ月から5ヶ月とすべきであり、最低3ヶ月は必要である。
 - 質問事項3に関連して、「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得」に基づく要件としていることや、その考え方についての質問を追加することが必要である。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 修正国際基準（案）はコメント期間中に夏休みを含んでいたため、実質的に2ヶ月であった。本適用指針案は、扱う領域が繰延税金資産の回収可能性に限定されており、2ヶ月が適切である。今回2ヶ月を超える期間とすると、今後、より広い領域を扱う公開草案の場合に影響を与えかねないことが懸念される。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 論点が多いとは言えないが、コメント形成のために十分理解される必要性を考えると、適用指針案を公表するタイミングによっては多少長くすることは考えられる。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 平成 28 年 3 月期の年度末に早期適用することを要望する企業が多数ある。できるだけ早く、適用指針が最終化されることによって企業の実態がより適切に反映されることが重要であるから、2ヶ月が適切である。適用指針を早く最終化することによって、より適切に周知を図ることも可能となる。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 年度末から早期適用する場合、年度末においてその年度の期首時点の累積的影響額を算定し、翌年度には適用初年度の四半期に遡って適用することが必要となるが、実務的に可能なのか懸念があるため議論しておく必要がある。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 早期適用の取扱いに関しては、平成 28 年 3 月期の年度末に早期適用するニーズがあることをご意見として承った。ご意見を踏まえてさらに検討していきたい。

以 上